

厚生労働大臣の定める掲示事項等について

当院は、厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

1 施設基準に関する事項

当院では、次に掲げる事項について必要な人員、体制、施設及び備品等が整備されており、当該基準を実施する保険医療機関として届出を行っております。

(1) 基本診療料の施設基準等に係る届出

◆情報通信機器を用いた診療

(2) 特掲診療料の施設基準に係る届出

◆生活習慣病管理料（Ⅰ）◆生活習慣病管理料（Ⅱ）◆検体検査管理加算（Ⅰ）◆医療DX推進体制整備加算3◆外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）◆外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）2

2 保険外併用療養費に関する事項

制限回数を超える医療行為

医科点数表に規定する回数を超えて受けた診療であって別に厚生労働大臣が定めるものに関する基準について患者さんの要望に従い、患者さんの不安を軽減する必要があると医師が判断し、実施することが必要と認めた場合、健康保険の一部負担金とは別にその費用を負担していただきます。

	名 称	負担額	厚生労働大臣が定める内容
検 査	α-フェトプロテイン（AFP）	1,080円（1回につき）	診断の確定又は転帰の決定までの間に1回を超えて実施する場合
	癌胎児性抗原（CEA）精密測定	1,090円（1回につき）	

令和7年4月1日
九戸地域診療センター長